告

示

福島県告示第五百五十七号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○随意契約の相手方を決定した件 ○新たな土地改良事業を行うことを認可した件 公

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○一般競争入札を行う件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

四 四 四

野 5

県

示

告

福島県告示第五百五十六号

福

島

り課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工 観光課に備え置いて縦覧に供する。 十九年八月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四

平成二十九年八月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(仮称)上保原ショッピングセンター 福島県伊達市2意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十三

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

番地二ほか 意見なし。

(商業まちづくり課)

条第一項の規定により、駒形土地改良区が駒形地区維持管理事業に係る新たな土地改良 事業を行うことについて、平成二十九年八月一日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十

平成二十九年八月十五日

公 告

福島県知事

内

堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借及び保守につい て 、 次 の と お り 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第 12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により 公告する

平成29年8月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 1
 - 福島県税務システム機器等一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成29年6月29日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 随意契約に係る契約金額 39,997,260円
- 契約の相手方を決定した手続 6 随意契約
- 随意契約によることとした理由 7 特例政令第11条第1項第2号該当

(税務システム課)

修 秀 和 守 大 恒 至 文 博 孝 隆 平 一 良 雄 也 行 雄 夫

忠正孝正弘久秀恒至大守源市 雄博 雄一雄 江

同同同同同同同同同同同

同 市塩川町金橋字三橋二四番地同 市塩川町金橋字三橋二四番地同 市塩川町金橋字三橋二四番地同 市塩川町金橋字三盾刈丙四一尾多方市塩川町窪字館一一六○番地 市塩川町五合字金森甲五七七番地市塩川町中屋沢字深沢甲一番地市塩川町中屋沢字深沢甲一番地市塩川町金橋字金川二〇九四番地市塩川町金橋字金川二〇九四番地 市 市塩川町窪字地蔵前五四四番地 市塩川町五合字中屋敷乙二八六番 ;塩川町常世字西町六九五番地 塩川町金橋字江添九一四番地

Б. 番地

地

駒形土地改良区工地改良区の名称

喜多方市 同同同同同同同同同同同

市塩川町金橋字金川二一〇八番地市塩川町金橋字三橋二四番地市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番市塩川町金橋字三橋二四番地市塩川町金橋字三橋二四番地市塩川町金橋字江添九一四番地 市塩川町金橋字江添九一四番市塩川町窪字下窪五〇番地 市塩川町中屋沢字田中乙三一二番 市塩川町五合字金森甲五 塩川町五合字中屋敷乙三○七番 塩川町窪字館 七七番地

地

地

番地

福島県知 事 内 堀

雅

農村計画課

公告第百七十六号

おり土地改良区の役員が退任し、 地改良法(昭和 成二十九年八月十五日 ·四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の 及び就任した旨届出があった。

規定により、

次

公告第177号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるいわき上三坂小野線・(仮称)4号橋外上部工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年8月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 いわき上三坂小野線・(仮称) 4 号橋外上 部工事 一式
 - (2) 工事番号 第17-41380-0157号

平成29年8月15日 火曜日

- (3) 路線名 いわき上三坂小野線
- (4) 工事箇所 福島県いわき市添野町大町地内 (仮称) 4号橋外
- (5) 工事概要 橋梁上部工 L=466.0m、W=7.0(12.0)m 鋼 7 径間連続非合成箱桁橋
- (6) 工事日数 810日間
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体(2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。)であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び 当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足してい る者であること。
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあっては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - ウ 鋼構造物工事業 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 別表第1の鋼構造物工事の項に規定する鋼構造物工事業をいう。以下同じ。) に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - 工 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
 - オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査 (以下「経営事項審査」という。)の結果のうち、鋼橋上部工事の総合評定値が850点以上であること。
 - カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ただし、本工事の工場製作のみが行われている期間は専任を要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは専任で配置できる者でなければならない。

- (7) 主任技術者にあっては、1級土木施工管理技士又は技術士((建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。))以下同じ。)の資格を有する者(当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。)であること。
- (4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証(建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。)の交付を受け監理技術者講習(建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登

録を受けた講習をいう。以下同じ。)を修了している者(当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。)であること。

- キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、鋼橋上部工事の 総合評定値が1,000点以上であること。
- ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、橋長200m以上ある鋼箱桁橋の新設工事を単独で又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上の場合のものに限る。)として同一橋梁で施工した実績を有する者であること。
- ケ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - (7) 主任技術者にあっては、1級土木施工管理技士又は技術士の資格を有する者 (当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。)であること。
 - (4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を 修了している者(当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。)で あること。
 - (ウ) クに掲げる工事の施工管理経験を有する者であること。
- 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからケまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成29年9月8日(金)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局出納室

電 話 0246-24-6042

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、平成29年8月15日(火)から同年10月17日(火)まで(土曜日、日曜日、平成29年9月18日及び同年10月9日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、福島県いわき地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手する ことができる。

- 5 入札説明書等の配布に関する事項
 - 次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年10月13日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年10月18日 (水) 午後1時30分
 - (2) 場所 福島県いわき合同庁舎4階大会議室(福島県いわき市平字梅本15番地)
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年10月17日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価值=技術評価点÷評価值算出価格×10,000,000

- ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
- イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
- ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、そ の点は100点とする。
- エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
- オ評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、 法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契 約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: The construction work of the No.4 bridge(tentative name) on the Iwaki-Kamimisaka-Ono 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m.,18 October 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m.,17 October 2017
- (4) Contact point for the notice: Treasury Office, Iwaki Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 15 Umemoto, Taira, Iwaki-shi, Fukushima 970-8026 Japan TEL0246-24-6042

(いわき地方振興局出納室)